

罰金、科料と過料の違い

	罰金、科料	過料
定義	刑法が定める刑のうち主刑のひとつで犯罪の処罰として金銭を科すこと、または科せられた金銭自体をいう	国または地方公共団体が法令違反に対して科す金銭罰をいう
法的性格	刑罰（財産刑）	行政罰の一種
概要 (金額)	罰金（刑法第 15 条） 原則として一万元以上 科料（刑法第 17 条） 千円以上一万円未満	法律 上限の定めなし(少額のものが多いが高額のものもある。) 高額の過料の例 銀行法 65 条 百万円以下の過料 条例（地方自治法第 14 条第 3 項）、規則（同法第 15 条第 2 項） 五万円以下
手続	刑事訴訟法の規定により検察官の起訴に基づき裁判所が科す ・ 公判請求 ・ 略式命令請求	法律 非訟事件手続法の規定により裁判所が科す 条例、規則 地方自治法の規定により地方自治体の長限りで科せる
前科	刑罰なので前科となる	行政罰なので前科とならない
その他	【刑法上の刑の種類】 死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を付加刑とする	【交通反則金】 軽微な交通違反については反則行為として通告し、反則金を納付すれば刑事手続きを免除するという制度（行政罰の一種）